

袋井市例規データベース等更新業務委託  
仕様書

令和6年8月9日

袋井市総務部総務課

## 1 目的

例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性・正確性の向上を図るとともに、法令改廃情報等の迅速な把握及び提供を行うことを目的とする。

## 2 導入システム

受託者の管理するサーバ機上で、随時内容更新可能な例規管理システム、例規改廃支援システム及び関連するデータベースシステム（以下「システム」という。）を構築・運用する。

なお、各システムの仕様は、「4 各システムの概要」のとおりとし、全て同一のインターフェースで一体的な利用が可能であること。

### (1) 導入システム（※詳細は、3ページから7ページに記載）

- ア 例規管理システム
- イ 例規改廃支援システム
- ウ 法令情報システム
- エ 判例情報システム
- オ 例規整備支援システム
- カ 行政手続管理システム

### (2) システム利用期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### (3) システムへ構築するデータ（令和6年6月30日現在）

次のとおり本市から提供するについて、システムの構築を行うこと。

- ア 現行例規 1,123件
- イ 廃止例規 188件
- ウ 上記の条文中に引用される法令又は例規（その時点で有効な条文）へのリンク
- エ 平成17年度以降の過去例規データを登載すること。

### (4) 「例規管理システム及び外部公開用例規」のデータ更新

- ア 例規更新データ作成は、袋井市が依頼した都度（毎月を予定）更新を行うものとする。
- イ 更新データ予定件数は、年間約300件（法改正等の影響で、新規制定及び改正件数の増減有）とする。
- ウ 袋井市が提供する例規データは、Microsoft社のソフト（Word及びExcel）で行うものとする。

### 3 システム動作環境

#### (1) システム稼働環境

受託者の管理する「インターネット・データ・センター（以下「IDC」という。）」において、稼働・運用すること。ただし、袋井市がネットワークの切り替えの必要性が生じた場合には、袋井市が要求するシステム又は機能について柔軟に対応できるシステムとすること。

#### (2) システム運用サーバ機

ア システムは全てインターネット環境内で提供を行うこと。

イ システムの認証は、IPアドレス認証又はID認証等により庁外とのアクセスを制限すること。

ウ IDC方式（J-LIS基準による運用）にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有すること。

エ サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とし、安全対策を講ずること。

オ サーバルームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

カ ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。

キ データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

#### (3) クライアントPC

次の要件で安定して正常に稼働すること。

ア OS：Windows 11（64ビット）

イ ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

### 4 各システムの概要

#### (1) 各システム共通事項

ア システムは、IPアドレス認証又はログインIDとパスワード等セキュリティ機能等を有すること。

イ ポータル画面から各システムにアクセスすることが可能であること。

## (2) 例規管理システム（同時アクセス無制限）

次に示すシステム機能を利用することにより、例規の検索を可能とするとともに、例規施行日ごとの履歴管理、例規単位での更新を実現する機能を有すること。

ア 目次検索

イ 五十音索引検索

ウ 用語検索

エ 引用検索

オ 制定・沿革検索

カ 一覧表示機能

キ 全文（条文）表示機能等

（ア）表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。

（イ）本則は、条項までの階層化がされ、条には、条見出しを付加して表示できること。

（ウ）施行日（未施行分も含む。）での例規改正情報を選択し、閲覧できること。

（エ）改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。

（オ）別表、様式には、それぞれ別表番号、様式番号が階層化して表示できること。

（カ）表示されている目次にリンク設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。

（キ）ダウンロード箇所、新旧対照表箇所の指定ができること。

（ク）様式については、リッチテキスト形式のデータとリンクができること。

（ケ）用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。

（コ）条文中で引用している法令、及び他の例規（「条例」のように略称で表記されている箇所を含む。）について、リンク設定がされており、クリックすると該当する例規等のその時点で有効な条文の状態を表示することができること。

ク 条文比較機能

ケ 括弧内条文ハイライト表示機能

括弧で閉じている条文を指定した条単位毎にハイライト表示や非表示にすることができること。

コ ダウンロード機能

（ア）内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとしてクライアントパソコン等に保存できること。

（イ）内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとして、指定する新旧対照表の体裁でクライアントパソコン等に保存できること。

サ 履歴管理機能

（ア）改正履歴管理機能

例規施行日ごとに例規情報を管理するとともに指定した時点ごとの閲覧・検索

が可能であること。

(イ) 廃止例規管理機能

廃止された例規を廃止根拠とともに蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

シ 更新管理機能

収録件数及び題名単位による更新履歴情報の閲覧、一覧表形式でのファイル出力ができること。

ス セキュリティ機能

管理者権限設定により、各種設定を変更する機能を有すること。

セ 法令情報データベース等への拡張機能

(ア) 「法令情報システム」「判例情報システム」への拡張

「例規」と「法令」、「法令」と「判例」の連携が機能拡張により対応可能なこと。

(イ) 「例規整備支援システム」との連携

4 (6) に示す例規整備支援システムとの連携が可能であること。

ソ 全国例規集

(ア) インターネット上に公開されている全国の自治体の例規集を閲覧・検索できること。

(イ) 全国の自治体の例規条文と市の例規を比較して表示することができること。

(ウ) 同時アクセス等の制限なく、機能を利用できること。

(エ) 例規管理システムに内蔵している機能であること。

**(3) 例規改廃支援システム（同時アクセス無制限）**

次に示すシステム機能等により、例規の改廃の支援を可能とする機能を有すること。

ア 条文編集機能

本市に特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文を編集できる機能を有すること。

イ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能を有すること。

自動生成した改め文を議案形式で出力する機能を有すること。

ウ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成できる機能を有すること。

エ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能を有すること。

オ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能を有すること。

カ 構築した例規のテキストデータ部分の著作権は、市に帰属するものとする。

#### (4) 法令情報システム（同時アクセス2以上）

次に示す機能を利用することにより、法令検索を可能とするとともに例規管理システムとの条項単位でのリンクを実現するシステムであること。

ア 例規と条項単位での完全リンクが可能であること。

イ 例規管理システムと同様のインターフェースにて違和感なく操作できること。

ウ 法令情報システム内容更新は年間12回（毎月更新）以上とすること。

エ 法令検索（目次検索、五十音、用語検索、制定・沿革検索）機能を有すること。

オ 現行の日本国憲法、法律、政令、省令、規則、告示を収録した内容であること。

#### (5) 判例情報システム（同時アクセス2以上）

次に示す機能を利用することにより、判例検索を可能とするとともに法令との条項単位でのリンクを実現するシステムであること。

ア 法令とのリンクが可能であること。

イ 法令情報システムと同様のインターフェースにて違和感なく操作できること。

ウ システム内容更新は年間12回（毎月更新）以上とすること。

エ 用語検索機能を有すること。

オ 事項検索機能を有すること。

カ 裁判年月日検索機能を有すること。

キ 裁判所、事件番号、出典等の検索機能を有すること。

ク 主要判例の解説を掲載すること。

#### (6) 例規整備支援システム

官報の公布にあわせた法令の制定・改廃に対応し、例規条文検討箇所を網羅的に特定・検索することが随時可能であること。

ア 全ての引用法令の改廃情報については、施行日単位で新旧対照表形式にて確認できること。

イ 例規の目次体系から、法令の改廃に影響する例規を特定できること。

ウ 例規所管課ごとに法令の改廃に影響する例規を特定できること。

エ 特定した例規のリンク参照が可能なこと。

オ 法律の制定・改正状況や例規整備全般に係る情報を随時提供できること

カ メールでの法律改正情報、例規整備情報の提供が可能なこと（毎月1～2回程度

を想定)。

キ 週単位での主要法令改正情報のメール配信が可能なこと。

## (7) 行政手続管理システム

本市の例規及び国の法令等に基づいて、受託者において本市が行う処分（申請に対する処分・不利益処分）を次の事項を勘案した上で一覧表と個別の処分ごとの「個票」を作成し、それらをシステムに登載する。

ア 不利益・申請処分の基準を管理する機能を有すること。

イ 処分名検索を有すること。

ウ 種別検索（不利益・申請処分基準別検索）を有すること。

エ 所管部署検索を有すること。

オ 個票等の文書内検索を有すること。

カ 処分審査基準に添付された資料（Word、PDF、Excelデータ等）を検索できること。

キ 本市の指示で、行政手続法及び袋井市行政手続条例に基づく処分審査基準内容及び関係法令を最新の状態に調査及び更新を行うこと。

ク データの修正は、受託者が更新を行うものとする。

## 5 システムの導入・保守に関すること

### (1) システムの導入

ア システム導入にあたっては、受託者が業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

イ ソフトウェア等のインストールについては、受託者が、業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

### (2) システムの保守

ア システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。

イ 本市及び静岡県が実施するセキュリティ監査に対応すること。

ウ セキュリティ監査により、脆弱性を有する可能性があるとして報告された場合は、受託者の負担にて速やかに対応すること。

エ 業務全般に対する質問に対し、電話、メール又はFAXにて対応できること。

オ 例規管理システム、例規改廃支援システムの基本的な機能バージョンアップについては、無償で提供すること。

### (3) システム運用開始日

令和7年4月1日から運用を開始できる状態とすること。

### (4) システム提供基本時間

システム提供基本時間は、平日午前9時から午後5時30分までの間とし、データ更新、バックアップ、関連ソフトインストール等の保守作業は、システム提供基本時間外に実施すること（保守作業を行わない場合は、システム提供基本時間外においても利用可能な状態を保持すること。）。

### (5) 例規議案審査支援

- ア 例規議案作成に疑義が生じた場合、電話、メール及びFAX等を通じて照会ができる体制を構築すること。
- イ 新規制定文及び一部改正文を年50件程度審査すること。

### (6) システム操作のサポート

- ア システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。
- イ 職員に対するシステム操作研修を年1回以上開催すること。
- ウ 操作方法について問合せ窓口（電話、メール等）を設置すること。
- エ システムに関する操作説明書を納品すること。

### (7) 納品物

例規の検索・閲覧が可能であるデータが格納されており、スタンドアローンで体系検索、五十音検索が可能であるCD-ROMを受託者が作成し、無償でシステムの構築時及び更新の都度を提供すること。

### (8) データ更新

- ア 市が毎月送付する制定改廃された例規の原稿によりデータ更新作業を行い、概ね30日以内にデータ更新を完了すること。
- イ データ更新時に市が提供する原議についても例規データベースシステムに登載すること。

## 6 袋井市例規集

### (1) 袋井市加除式例規集作成

- ア 作成部数 12部（全3巻）  
（収録予定の内容 条例、規則、要綱、規程等）
- イ 作成予定頁数 約4,500頁を予定
- ウ サイズ A5版（紐綴じ）

## (2) 袋井市加除式例規集追録

- ア 追録回数 年4回予定
- イ 追録作業は、受託者が実施すること。

## (3) その他

- ア 契約期間中の部数の変更に対応可能であること。
- イ 上記以外の仕様等については、受託者と別途協議する。

## 7 稼働実績

この公告日時点において、本仕様書に記載した要件を満たすシステムを県内の市町に対して1団体以上に提供していること。

## 8 その他

- (1) 例規集データベース化の作業により作成された例規データ及び袋井市が提供したデータ又は袋井市が発注し納品された成果物（データ及び紙媒体等）の著作権については、受託者が提供するシステム並びにシステムのプログラム等を除き全て袋井市に帰属すること。
- (2) 年1回及び契約終了時に、システムに登載されている現行例規データ、廃止例規データ及び改正原議データについて、データ移行可能な汎用フォーマット（rtf、html、txt等）で出力し、DVD-ROM等の記録媒体で記録し、無償で袋井市に提供すること。
- (3) その他、袋井市に有益と思われるサービスを提供すること。

以上